

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

	区分	1食あたりの負担額
①	一般の方	510円
②	住民税非課税世帯	240円
	（過去1年間の入院期間が90日を超える方）	190円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方	110円